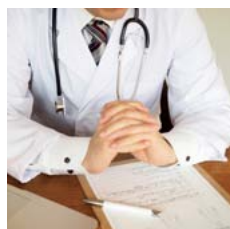


MTR 会報誌

Vol. 1
2017 MARCH

株式譲渡や遺言作成などの重要な局面で
係争を未然に防ぐために
ぜひ知っておきたい
「意思能力[®]鑑定」の仕組み



「意思能力鑑定」の重要な役割	弁護士 寺井 一弘	2
「意思能力 [®] 」を画像化する	放射線科専門医 佐藤 俊彦	3
寿命が延びるほどに弊害が出るという現実		4
意思能力 [®] の有無が公正証書遺言の効力にも影響する事案		6
意思能力 [®] 鑑定の仕組み		7

「意思能力鑑定」の重要な役割

弁護士 寺井 一弘

最近では超高齢化社会になって、その高齢者人口は3300万人を大きく超える時代になっているとされている。このような中で私たち弁護士は遺言書についての相談を受ける機会が飛躍的に増えてきた。

遺言書には、自筆証書遺言、公正証書遺言、秘密証書遺言の3種類がある。自筆の場合は筆跡の問題が起きるが、公正証書遺言の場合は、公証人が作成したものを本人がサインをすることになっており、場合によっては、自筆証書遺言と比べると本人との距離がかなり遠いことがある。

弁護士は法律の専門家として、事案に応じて日々多方面の学習、研究に励んではいるものの、その本人の公正証書遺言の作成にあたっての認知や意思能力の程度は計り知ることが難しい状況におかれている。

また、クライアント側においてもご自身に病識がない、あるいは家族に受診を促されてもどのような専門科目で認知機能や意思能力の相談をしたらよいのか分かっておられないことが多い。

しかし、私たちは厚生労働省の発表による、軽度認知症の方も含めて1300万人が認知症という時代がすぐそこに来ていることを自覚する必要があると思っている。

メディカルリサーチ社による「意思能力鑑定」とは、存命中に本人の意思能力の有無とその程度を医学的な専門的診断と検査によって鑑定するものである。また死後においては遺言作成時に十分な意思能力が存在していたかどうかを限られた資料の中から専門医が適正な評価を行うものである。人間の判断に科学のメスを入れるというこの試みは遺言執行時の係争を未然に予防する大変有効な手段として、きわめて画期的なものと考えている。私は「意思能力鑑定」が今後、法律のかつ社会的に貴重な存在として広く活用されることを心から期待している。

弁護士法人リベラ・えがりて法律事務所（所長）
弁護士 寺井 一弘（てらいかずひろ）

【出身地】長崎県

【事務所】

〒160-0004 東京都新宿区四谷四丁目 28-20
パレ・エテルネル 1101 号室
TEL 03-3359-3133・03-5368-6081
FAX 03-3359-6233

【主な経歴】

1970年 弁護士登録
1989年 日本弁護士連合会常務理事
1995年 東京弁護士会副会長
1998年 日本弁護士連合会事務総長
2008年 独立行政法人日本司法支援センター（法テラス）理事長

【著書】

「まちづくり権」（花伝社）
「法テラスの誕生と未来」（日本評論社）
「西欧諸国の法曹養成制度」（日本評論社・共著）
「刑事弁護の技術」（第一法規・共著）
「アメリカの刑事弁護制度」（現代人文社・共著）



「意思能力®」を画像化する

放射線科専門医

メディカルリサーチ顧問医

佐藤 俊彦

認知症は原因となる疾患によって、さまざまな種類があり、大きくは2つの群に分類されます。ひとつは脳の神経細胞が変性、または減少することによって発症する変性性認知症（一次性認知症）で、アルツハイマー型認知症、レビー小体型認知症、パーキンソン病が引き起こす認知症、前頭側頭型認知症などがこれに当たります。

一方、何らかの疾患や外傷の影響を受けて発症する認知症を二次性認知症（続発性認知症）といい、血管性認知症、クロイツフェルト・ヤコブ病による認知症、正常圧水頭症による認知症、慢性硬膜下血腫による認知症などが、これに分類されます。

日本では、アルツハイマー型認知症、レビー小体型認知症、血管性認知症が3大認知症といわれており、もっとも多いのがアルツハイマー型認知症です。

例えば、アルツハイマー病の脳では、なんらかの原因でアミロイドβが蓄積し、それが脳の神経細胞へのダメージを与え、唯一のエネルギー源である糖代謝に異常をきたすと説明されています。

したがって、最も早期に認知症の有無、つまりは意思能力®の判定ができる画像診断検査機器は、脳内の代謝を見ることができるFDG-PETという検査機器になります*。次の病態では、脳内に血流の



異常を生じるため、これをSPECTという検査で検出し、末期に脳萎縮が起こるとようやくMRI検査で診断可能になります。しかし、MRIでわかる段階では非可逆的变化であり、かなり進行した状態ということになります。

このように認知症つまりは自らがした行為の結果を判断することができる意思能力®の有無はMRI・SPECT・PETなどの画像診断で器質的に判定できる訳です。

私は放射線科医として、常々、認知症の早期発見のために、FDG-PETの画像診断を受けてくださいといっています。なぜなら本PET検査なら、軽度認知症（MCI）の段階、すなわち認知症の芽を可視化するため早期に発見できるからです。

よって、存命中に遺言や重大事項決定における執行時の係争を未然に予防する大変有効な手段となると考えます。

【著書】

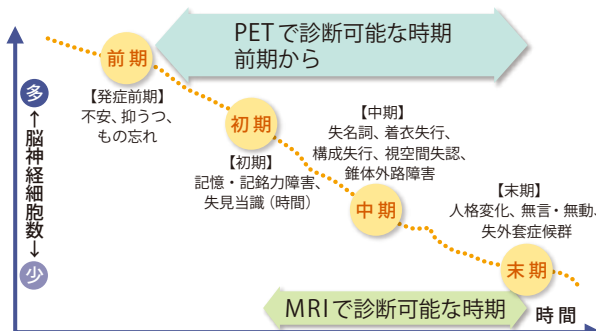
「薬いらずで認知症は防げる、治せる！認知症医療で後悔しない3つの方法」（イースト・プレス 共著）
「ボケは止められる！」（星雲社）

* FDG-PET検査については5ページで紹介しています。

認知症を発見する検査機器

意志能力鑑定における画像診断の位置づけ

■ アルツハイマー型認知症を診断可能な時期



寿命が延びるほどに弊害が出るという現実

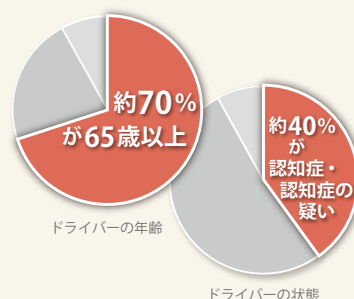
認知症 700 万人時代の到来

厚生労働省は全国で認知症を患う人の数が 2025 年には 700 万人を超えるとの推計値を発表しました。つまり 65 歳以上の高齢者のうち、5 人に 1 人が認知症になる計算になります。そしてここには軽度認知症 (MCI) は含まれていません。一方、国際アルツハイマー病協会では、世界の認知症患者の数は 2050 年に 1 億 3200 万人に達し、現在の 3 倍となる可能性があるとする報告書を発表しました。認知症問題は日本のみならず先進国において大きな課題になっているのは確かです。

こうした急激な高齢化社会の到来に伴い、高齢者ドライバーによる交通事故、キレる老人のトラブルなど認知症がらみの社会的問題が生まれています。

高齢者の交通事故においては 2012 年 8 月までの 2 年間に於いて、高速道路での逆走は 447 件。そのうち約 7 割が 65 歳以上のドライバーで、認知症の人あるいは認知症が疑われる人は約 4 割にのぼるということです。

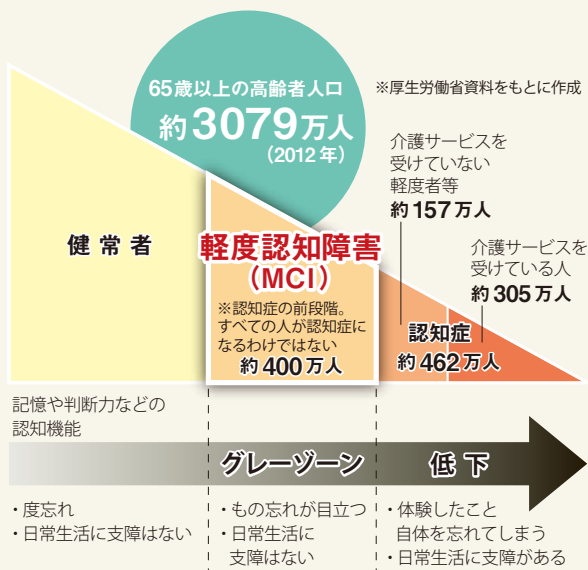
高速道路での逆走事故 447 件の内訳



このような中で、株式譲渡や遺言作成の際など重要事項を執行する際に自身や家族、あるいは会社などで決定権を持つ者が、認知機能に衰えはなく、十分な意思能力®が備わっているとと言えるでしょうか？

軽度認知障害のうちに [MCI]

ここで軽度認知症 (MCI) の説明をします。



MCI とは、Mild Cognitive Impairment = 軽度認知障害のことで、まだ認知症とは呼べない健常と認知症の中間にあたるグレイゾーンの段階をいいます。記憶、決定、理由付け、実行などの認知機能のうち、ひとつの機能に問題が生じてはいるものの、日常生活にはほぼ支障がない状態です。要するにボケるか、ボケないかの瀬戸際にあるのが MCI です。

痴呆の症状があらわれた段階では、脳はすでに萎縮をきたしており不可逆性に進行しています。しかしこのような状態においても本人に病識がないというのが、認知症の恐ろしい特徴でもあります。

認知症の原因説として、アミロイドβという異常タンパクによる神経細胞の脱落という“アミロイド仮説”が学会の常識でした。しかし、大手製薬会社のイーライリリーの治験薬“ソラネツマブ”の失敗によりこのアミロイド仮説に疑問符が打たれております。

認知症は未だ治療薬のない疾患です。

つまり認知症で後悔しないためにはこのMCIをコントロールすることが重要なのです。

早期対応が選択の余地を広げる

手遅れにならないために、認知症予備軍といわれるMCIという段階での発見でその芽を摘む、あるいは予防する、あるいは重要な決定を下すことが可能な状態であるかどうかを医学的な根拠に基づき鑑定しておくということが大切になってきます。

近年、「遺言者」に遺言執行に必要な意思能力®(遺言能力)が備わっていたのか、「自筆証書遺言」、「公正証書遺言」の効力が争われる事案の相談が多くなっています。特に遺言者がすでに死亡してしまっている案件の場合、直接遺言能力を判定することができず、遺言を作成した時点での意思能力®が問題となって争われる訴訟も年々増加しています。

一般に、MCIの定義は、次の5項目とされています。

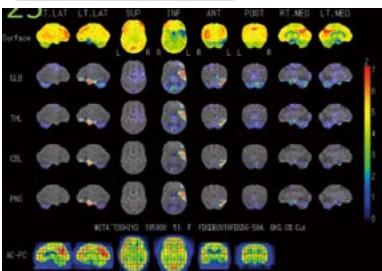
- 1 本人または家族(介護者)による物忘れの訴えがある。
- 2 客観的に記憶障害がある(新しいことを覚えられない、記憶を維持できない、思い出せない)。
- 3 日常生活は基本的にできる。
- 4 全般的な認知機能は保たれている。
- 5 認知症ではない。

こうした係争を未然に予防するためにも、存命中にこそ意思能力®鑑定されることをお勧めします。

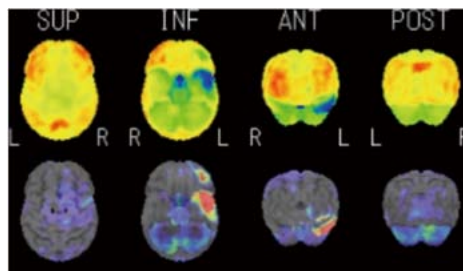
メディカルリサーチでは、遺言者の意思能力®の有無とその程度を専門的診断と検査によって鑑定する「意思能力®鑑定サービス」を開始しています。

● FDG-PET 検査による診断

脳のFDG-PET画像

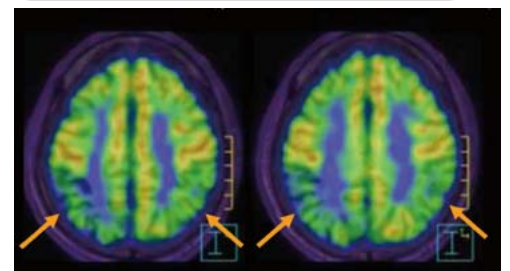


〈解説〉上記右FDG-PETのSSP解析画像
同年代の正常コントロール群から作られたデータベース画像と比較し、脳のどの部位が代謝低下がおこしているのかを解析する。(赤い部位が、糖代謝が低下している部位)



〈解説〉FDG-PETで使用する薬剤(FDG)の主成分はブドウ糖である。本画像からは、左前頭葉・側頭葉の下面にFDG集積低下を認める。つまりは脳の唯一のエネルギー源である糖代謝の低下(機能低下)を示す所見であると言える。(外傷性変化により、脳細胞の障害を受けている部位を明瞭に描出可能である)

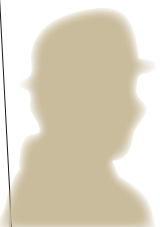
アルツハイマー病におけるFDG-PET画像



〈解説〉FDG-PET検査では、主に側頭葉・頭頂葉の集積低下が見られる。

若年性アルツハイマー病では、まず側頭葉・頭頂葉の代謝低下をもたらすため、MRIではチェックできない、早期アルツハイマー病の診断に有効である。

意思能力[®] 鑑定の症例



【概要】
 ○ 80代 男性 ○ 意思能力[®] 事案
 ○ 平成10年左視床脳出血、急性水頭症
 ○ 正常圧水頭症の合併、高次脳機能障害の疑いにて退院後は介護施設や訪問看護を受ける

【既往歴】
 ○ 高血圧・糖尿病

【依頼内容】

- 平成10年左視床脳出血、急性水頭症を発症し、その後、脳の急速なび慢性萎縮を呈す。
- 平成11年、本人が代表取締役を務める会社の定時株主総会に出席し決議。
- 平成12年、公正証書遺言書を作成。
- 公正証書遺言の無効と、場合によっては株主総会時には既に意思能力[®]が欠缺していたと考えられる所見はあるのか。

着眼点

- 平成11年 定時株主総会で決議ができる状態であったか
- 平成12年 公正証書遺言書作成しているが意思能力[®]はあったか

争点！ 臨時株主総会の時点でのA氏の意思能力[®]

この時点での意思能力[®]の有無が公正証書遺言の効力にも影響する事案



発症時 MRI

脳内出血発症時

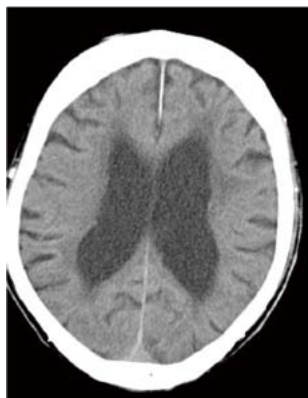
左視床出血の急性期病変を認めます。脳室内穿破を認めます。両側側脳室から、第4脳室まで穿破した急性期の血腫を認めます。シャントチューブをいれるほどの出血量であり、その後脳の急速なび慢性萎縮を呈しており、全脳への虚血性変化をきたしたものと思われる。

平成11年

脳のび慢性萎縮の進行を認めます。

平成12年

脳室の著明な拡張を認め、水頭症を示唆する所見です。脳室内出血後の水頭症とくに、正常圧水頭症を疑います。



発症3年目 MRI

◆ A氏が代表取締役を務める会社の定時株主総会に出席していますが、この前後の画像から決議ができる状態であったと考えられますか？

▶ 正常圧水頭症^{※1}などの合併が疑われ、高次脳機能障害^{※2}を疑います。

◆ 11年に株式譲渡契約を作成しています。本人の意思能力[®]が欠缺していたと考えられる所見はありますか？

▶ 11年には既に意思能力[®]が欠落していたと考えます。

◆ 12年に公正証書遺言書を作成しています。本人に意思能力[®]が欠缺していたと考えられる所見はありますか？

▶ 12年では頭部CTで、前頭葉・側頭葉のび慢性萎縮を呈しており、正常圧水頭症を疑います。

※1 正常圧水頭症 : 髄液が脳室内に溜まり脳を圧迫すること、歩行障害・認知症・尿失禁などを伴う

※2 高次脳機能障害 : 病気や事故などで脳が損傷されたために認知機能に障害が起きた状態

意思能力[®] 鑑定の仕組み

基本鑑定内容

- 1 認知機能評価：「長谷川式認知機能テスト」による知能評価
- 2 精神疾患診断：「精神科診断用構造化面接」による診断評価
※意思能力[®]に影響する精神疾患の有無を診断
- 3 意思能力[®] 評価：「遺言等執行判断能力評価の構造化面接」による診断評価
- 4 鑑定報告書：各評価に基づき総合的に評定された鑑定結果の報告書
- 5 客観的証憑記録の提供：施行事実を証するため、鑑定の施行状況を映像記録

器質的脳機能評価

PET+MRI 検査による器質的な脳機能の状態を評価

※上記の意思能力[®] 鑑定に、器質的脳機能評価を加えることにより、一層精度の高い鑑定が行えます。

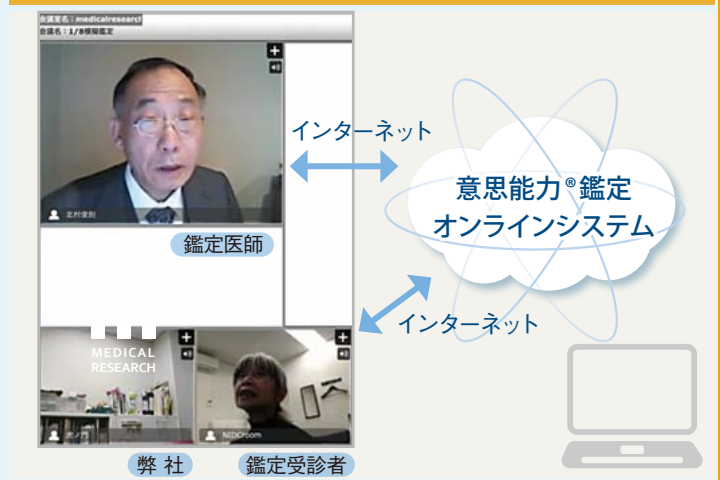
生前：意思能力[®] 鑑定の実施手順



意思能力[®] 鑑定にあたり準備いただく書類

- 1 介護記録、施設での生活記録・看護記録、主治医カルテ等、当時の生活状況の分かるものは可能な限り多く入手してください。
- 2 画像（DICOM データもしくはフィルム）
- 3 長谷川式、MMSE 等の検査結果
- 4 公正証書もしくは遺言書
- 5 対象者の家族構成
- 6 法廷相続人および、その続柄
- 7 負債を含む全財産目録
- 8 公正証書（遺言書）を作成する経緯
- 9 死亡診断書
- 10 訴状、準備書面
- 11 主治医意見書
- 12 反論意見書

意思能力[®] 鑑定オンラインシステム



インターネット環境があれば、全国各地で施行できます。

CONTACT

お問い合わせ



お電話で

03 - 6273 - 4403



メールで

E-mail : mr.company@medicalresearch.co.jp



ホームページのお問い合わせフォームから

<http://www.medicalresearch.co.jp/>

メディカルリサーチ

お問い合わせ のページからどうぞ



メディカルリサーチ株式会社

【本社】 〒100-0006 東京都千代田区有楽町 1-10-1 有楽町ビル 4 階

TEL. 03 - 6273 - 4403 FAX. 03 - 6273 - 4034